

参考 2

「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日 閣議決定)への対応

政策評価法の概要	「政策評価に関する基本方針」	現 状	指針への対応案
<p>この法律は、行政機関が行う政策評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>1. 政策評価の実施に関する基本的な方針 政策評価のマネジメント・サイクル(企画立案 実施 評価 次の企画立案)への取り組み 国民本位の効率的で質の高い行政、国民的視点に立った成果重視の行政の実現、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るため、政府は制度の全政府的な実施を確保しつつ効果的な取組を進め、制度の改善・発展を図る。 政策評価を行うに当たり、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」など適切な方式を用いる</p>	<p>農水省評価指針では「事業評価方式」に基づく評価について記述しており、評価結果を予算、制度等の企画立案に反映するよう求めている。</p>	<p>現状どおりとする。</p>
<p>国の行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映。 政策効果を把握、当該政策の特性に応じた合理的な手法を用い、出来るだけ定量的に行うこと。</p>	<p>2 政策評価の観点に関する基本的な事項 政策評価の観点(必要性、効率性、有効性等)の基本的な適用の考え方を基本計画に明示</p>	<p>農水省評価指針では、必要性、効率性、有効性等の評価の観点について該当する記述はないが、実際の分野別評価、制度評価にはこれらの観点に基づいて既に評価が行われている。</p>	<p>評価の観点として、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行う旨を追加する。 なお、それぞれの観点に基づく具体的な評価項目については、基本的な事項を書く要領で定める。</p>
	<p>3 政策効果の把握に関する基本的な事項 できる限り政策効果を定量的に把握することが出来る手法を使用。これが困難な場合は、定性的に把握するが、できる限り客観的な情報・データや事実を使用し、客観的な実施を確保</p>	<p>研究開発については、定量的な評価に努めているが、農水省評価指針には該当する記述はない。</p>	<p>研究の性格に応じた指標を定め、可能な限り研究開発の効果を定量的に把握するように努めるとともに、定量的な評価が困難である場合でも、可能な限り客観的な情報・データ等に基づき評価を行う旨を追加することとする。</p>
<p>国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの、多額の資金をようするもののうち評価の方法が開発されている個別の研究開発、公共事業、政府開発援助等について、事前評価</p>	<p>事前評価の実施に関する基本的な事項 事前評価は的確な政策の採否や適切な政策の選択等に有用な情報を提供する見地から実施 義務付けられた以外のものであっても手法の研究開発を積極的に進め、順次実施</p>	<p>農水省評価指針では、予算の概算要求前にプレ事前評価及び事前評価を行い予算に反映させることとなっている。</p>	<p>現行どおりとする。(なお、改訂版農水省評価指針では、プレ事前評価と事前評価を併せて概算要求前に事前評価を行うこととする)</p>

<p>を実施。</p> <p>行政機関の長は、毎年（度）当該年（度）において行おうとする事後評価の実施に関する計画を策定・公表。各行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を実施。</p>	<p>に向けて取組</p> <p>5 事後評価の実施に関する基本的な事項 事後評価は政策の見直し、改善等に反映させるための情報を提供する見地から実施 政策に反映するために合理的な単位で、社会経済情勢の変化等を勘案して適切なタイミングで実施</p>	<p>農水省評価指針では、中間評価、毎年度評価、プレ終了評価及び終了評価を実施し、その結果を研究課題の再編、拡充、中止等所要の対応及び予算への反映等を行うこととなっている。</p>	<p>現行どおりとする。（なお、改訂版農水省評価指針では、毎年度評価を廃止するとともに、プレ終了評価と終了評価を併せて終了評価を行うこととする）</p>
<p>政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。</p>	<p>6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項 政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、高い識見、高度の専門的知識・能力や国民生活・社会経済への政策への関わりに関する実践的知識を活用</p>	<p>農林省評価指針では外部専門家又は外部有識者により評価を受けることとなっている。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
<p>評価書の作成・公表 行政機関の長は、政策評価の結果について、過程に関する情報も含めた評価書及びその要旨を作成し、インターネットの活用等により公表。</p>	<p>7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項 政策評価の結果を政策に適切に反映させるため、政策評価担当組織が中心となって、結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を基本計画に明示</p>	<p>農水省評価指針では評価結果を踏まえて、研究課題の再編、拡充、中止等所要の対応及び予算への反映等を行うこととなっている。</p>	<p>現行どおりとする。 なお、反映手続については、農林省評価指針のほか、農林水産省政策評価基本計画に基づく手続きを踏まえる旨を評価指針に記述する。</p>
<p>政策への反映状況の公表等 行政機関の長は、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、少なくとも毎年一回、公表。</p>	<p>8 政策評価に関する情報の一公表に関する基本的な事項 評価書は、評価結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ可能な限り具体的に記載 政策評価結果の政策への反映状況については、政策評価結果と当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）をできる限り具体的に公表 公表は、インターネットのホームページのほか、窓口配布等により実施</p>	<p>農水省評価指針では評価結果、その理由等及びこれに基づいて講じる措置について、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で公表することとされている。</p>	<p>現行どおりとする。 なお、公表手続については、農水省評価指針のほか、基本計画に基づく手続きを踏まえる旨を評価指針に記述する。</p>